

1 自衛隊の任務

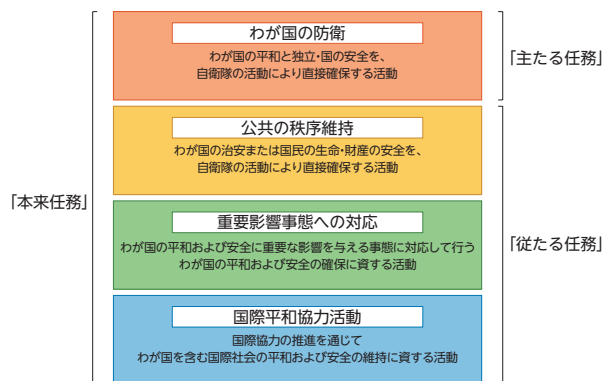
自衛隊の任務は、自衛隊法第3条の規定により、「主たる任務」（同条第1項）と「従たる任務」（同条第1項および第2項）に分けることができる。わが国を防衛するために行う防衛出動が「主たる任務」に該当し、これは唯一自衛隊のみが果たしうる任務である。

「従たる任務」には、必要に応じ、公共の秩序の維持に当たるもの（いわゆる第1項の「従たる任務」）と、主たる任務の遂行に支障を生じない限度において、別に法律で定めるところにより実施するもの（いわゆる第2項の「従たる任務」）の2つがある。前者については、警察機関のみでは対処困難な場合に自衛隊が対応する任務である治安出動や海上警備行動のほか、弾道ミサイル等に対する破壊措置、災害派遣、領空侵犯に対する措置などが含まれる。後者には、重要影響事態に対応して行う活動や国際平和協力活動がある。そして、これら「主たる任務」と「従たる任務」を合わせたものを「本来任務」と呼

んでいる¹。

【参照】図表Ⅱ-5-1（自衛隊の任務に関する概念図）、資料10（自衛隊の主な行動の要件（国会承認含む）と武器使用権限など）

図表Ⅱ-5-1 自衛隊の任務に関する概念図



2 わが国の防衛

1 武力攻撃事態等および存立危機事態

事態対処法²は、**武力攻撃事態**および**武力攻撃予測事態**（武力攻撃事態等）並びに存立危機事態への対処のための態勢を整備し、もってわが国の平和と独立並びに国および国民の安全の確保に資することを目的としている。同法では、武力攻撃事態等および存立危機事態への対処についての基本理念、基本的な方針（対処基本方針）として定めるべき事項、国・地方公共団体の責務などについて規定している。

わが国に対するミサイル攻撃や島嶼部への侵攻などの

武力攻撃が生起した場合や、**存立危機事態**が生起した場合、政府は、同法に基づき対応していく。



KEY WORD

「武力攻撃事態」・
「武力攻撃予測事態」

武力攻撃事態とは、わが国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態またはわが国に対する外部からの武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態。
武力攻撃予測事態とは、武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、わが国に対する外部からの武力攻撃が予測されるに至った事態。
（両者を合わせて「武力攻撃事態等」と呼称）

¹ 自衛隊が長年にわたって培ってきた技能、経験、組織的な機能などを活用することが適当であるとの判断から自衛隊が行うこととされたものについては、「本来任務」に対して「付随的な業務」と呼ばれる。「付随的な業務」には、サミットのため来日した国賓などの輸送や教育訓練の一環として実施している公園の整地工事や道路工事などの受託、オリンピック・パラリンピック、国民体育大会などの運動競技会に対する協力などがある。

² 武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律

**KEY WORD****「存立危機事態」**

わが国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これによりわが国の存立が脅かされ、国民の生命、自由および幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態。

武力攻撃事態等または存立危機事態に至ったときは、政府は、事態対処法に基づき、次の事項を定めた対処基本方針を閣議決定し、国会の承認を求めることになる。

① 対処すべき事態に関する次に掲げる事項

- 事態の経緯、武力攻撃事態等または存立危機事態であることの認定および当該認定の前提となった事実
- 事態が武力攻撃事態または存立危機事態であると認

定する場合には、わが国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がなく、事態に対処するため、武力の行使が必要であると認められる理由

② 対処に関する全般的な方針

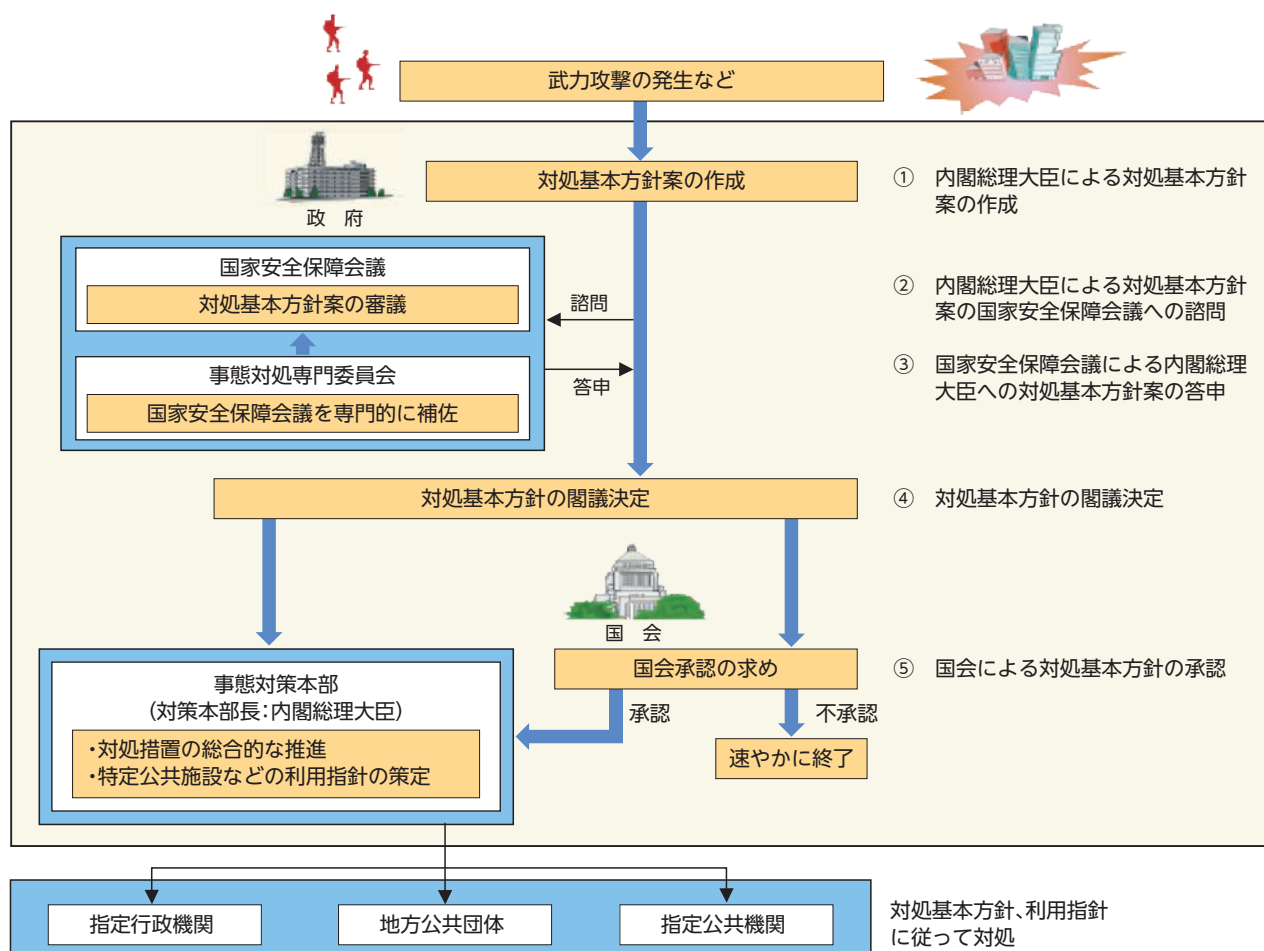
③ 対処措置に関する重要事項

武力攻撃事態または存立危機事態の場合、この対処措置に関する重要事項として、後述する防衛出動を命ずることの国会承認の求め、または防衛出動を命じることなどが記載される。

参照 図表Ⅱ-5-2（武力攻撃事態等および存立危機事態への対処のための手続き）

図表Ⅱ-5-2

武力攻撃事態等および存立危機事態への対処のための手続き

**2 自衛隊による対処**

内閣総理大臣は、武力攻撃事態および存立危機事態に際して、わが国を防衛するため必要があると認める場合

には、自衛隊の全部または一部に防衛出動を命ずることができる。防衛出動の下令に際しては、原則として国会の事前承認を得なければならない。防衛出動を命ぜられた自衛隊は、「武力の行使」の三要件を満たす場合に限り

武力の行使ができる。

□ 参照 1章2節2項2（憲法9条のもとで許容される自衛の措置）、Ⅲ部1章1節1項（わが国に対する侵攻や大規模テロなどへの対応）

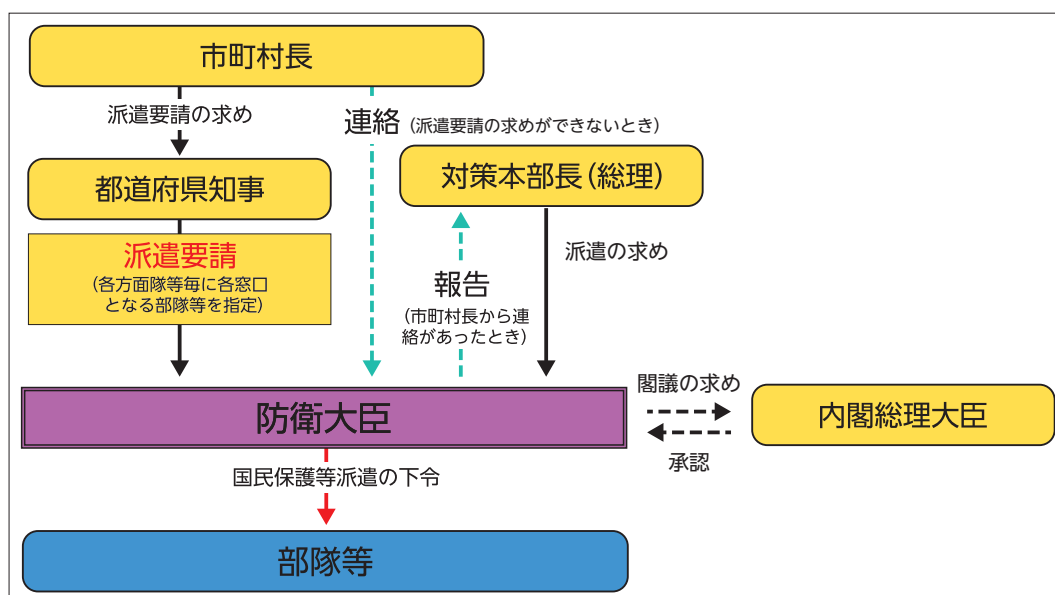
3 国民保護

武力攻撃事態等および緊急対処事態³において、国民の生命、身体、財産を保護し、国民生活などに及ぼす影響を最小とするための、国・地方公共団体などの責務、

住民の避難、避難住民の救援、武力攻撃災害への対処などに関する措置については、国民保護法⁴に規定している。防衛大臣は、都道府県知事からの要請を受け、事態やむを得ないと認める場合、または対策本部長⁵から求めがある場合は、内閣総理大臣の承認を得て、部隊等⁶に国民保護措置または緊急対処保護措置（住民の避難支援、応急の復旧など）を実施させることができる。

□ 参照 図表Ⅱ-5-3（国民保護等派遣の流れ）、Ⅲ部1章2節6項2（3）（国民保護の取組）

図表Ⅱ-5-3 国民保護等派遣の流れ



3 公共の秩序の維持や武力攻撃に至らない侵害への対処など

1 治安出動

(1) 命令による治安出動

自衛隊法第78条に基づき、内閣総理大臣は、間接侵略⁷その他の緊急事態に際して、一般の警察力をもっては、治安を維持することができないと認められる場合には、自衛隊の全部または一部の出動を命ずることができ

る。この場合、原則として、出動を命じた日から20日以内に国会に付議して、その承認を求めなければならない。

(2) 要請による治安出動

自衛隊法第81条に基づき、都道府県知事は、治安維持上重大な事態につきやむを得ない必要があると認める場合には、当該都道府県公安委員会と協議のうえ、内閣総

3 事態対処法第22条第1項に定める、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態、または当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。

4 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律

5 対策本部長は内閣総理大臣を充てることとされているが、両者は区別して規定されている。

6 陸自、海自または空自の部隊および機関。

7 外国の教唆または干渉によって引き起こされた大規模な内乱または騒擾^{そうじょう}。

理大臣に対し、部隊等の出動を要請することができる。内閣総理大臣は、出動の要請があり、事態やむを得ないと認める場合には、部隊等の出動を命ずることができる。

□ 参照 Ⅲ部1章1節1項7（大規模テロや重要なインフラに対する攻撃などへの対応）

2 海上警備行動

自衛隊法第82条に基づき、防衛大臣は、海上における人命若しくは財産の保護または治安の維持のため特別の必要がある場合⁸には、内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊に海上において必要な行動をとることを命ずることができる。

□ 参照 Ⅲ部1章1節2項（力による一方的な現状変更やその試みへの対応など）

3 海賊対処行動

自衛隊法第82条の2および海賊対処法⁹第7条に基づき、防衛大臣は、海賊行為に対処するため特別の必要がある場合には、内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊に海上において海賊行為に対処するため必要な行動を命ずることができる。

□ 参照 Ⅲ部1章1節2項7（1）（海賊対処の取組）

4 弾道ミサイル等に対する破壊措置

わが国に対する武力攻撃として弾道ミサイルなどが飛来する、または存立危機事態において弾道ミサイルなどが飛来する場合であって、「武力の行使」の三要件が満たされるときには、自衛隊は、防衛出動により対処することができる。一方、わが国に弾道ミサイルなどが飛来するものの、武力攻撃と認められない場合は、自衛隊法第82条の3に基づき、防衛大臣は、次の措置をとることができる。

① 防衛大臣は、弾道ミサイルなどがわが国に飛来するおそれがあり、その落下によるわが国領域における人命または財産に対する被害を防止するため必要があると判断する場合には、内閣総理大臣の承認を得て、自

衛隊の部隊に対し、わが国に向けて現に飛来する弾道ミサイルなどをわが国領域または公海の上空において破壊する措置をとるべき旨を命ずることができる。

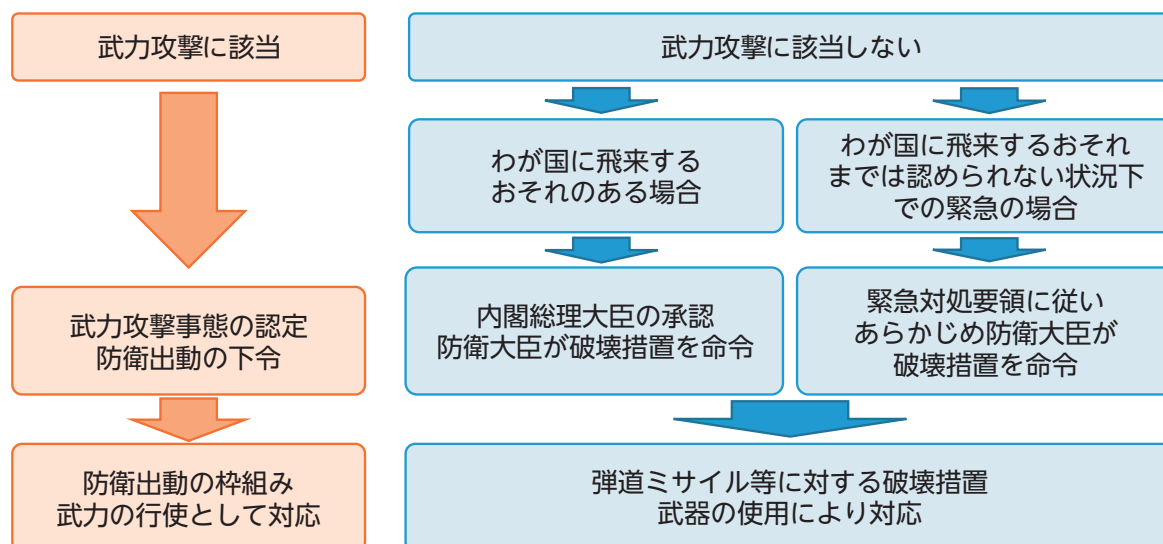
② ①の場合のほか、発射に関する情報がほとんど得られなかった場合などのように、事態が急変し、防衛大臣が内閣総理大臣の承認を得る時間がない場合も考えられる。防衛大臣は、このような場合に備え、平素から緊急対処要領を作成して内閣総理大臣の承認を受けておくことができる。防衛大臣はこの緊急対処要領に従い、一定の期間を定めたとうえで、あらかじめ自衛隊の部隊に対し、弾道ミサイルなどがわが国に向けて現に飛来したときには、当該弾道ミサイルなどをわが国領域または公海の上空において破壊する措置をとるべき旨を命令しておくことができる。

□ 参照 図表Ⅱ-5-4（弾道ミサイルなどへの対処の流れ）、Ⅲ部1章1節1項3（弾道ミサイル攻撃への対応）、図表Ⅲ-1-2-4（今後の統合防空ミサイル防衛（迎撃部分）（イメージ））

⁸ 海上保安庁によっては対応が不可能または著しく困難である場合。

⁹ 海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律

図表Ⅱ-5-4 弾道ミサイルなどへの対処の流れ



5 災害派遣など

(1) 災害派遣

自衛隊法第83条に基づき、都道府県知事など¹⁰は、災害¹¹に際して、人命または財産の保護のため必要があると認める場合には、部隊等の派遣を防衛大臣または防衛大臣の指定する者¹²に要請することができる。そして、要請を受けた防衛大臣などは、緊急性、非代替性、公共性の3つの要件を総合的に判断し、やむを得ないと認める場合に部隊等を派遣することを原則としている。これは、都道府県知事などが、区域内の災害の状況を全般的に把握し、都道府県などの災害救助能力などを考慮したうえで、自衛隊の派遣の要否などを判断するのが最適との考えによるものである。ただし、特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、防衛大臣などは、要請を待たないで、自主的に部隊等を派遣することができる。

なお、洋上や離島などにおいて救急患者が発生し、海上保安庁や自治体では対応が困難な場合、自衛隊は災害派遣の枠組みで緊急患者空輸を実施している。

(2) 地震防災派遣と原子力災害派遣

自衛隊法第83条の2に基づき、防衛大臣は、大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言¹³が出され、地震災害警戒本部長（内閣総理大臣）から要請があった場合には、部隊等を派遣することができる。

また、原子力災害対策特別措置法に基づく原子力緊急事態宣言が出され、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）から要請があった場合、自衛隊法第83条の3に基づき、防衛大臣は部隊等を派遣することができる。

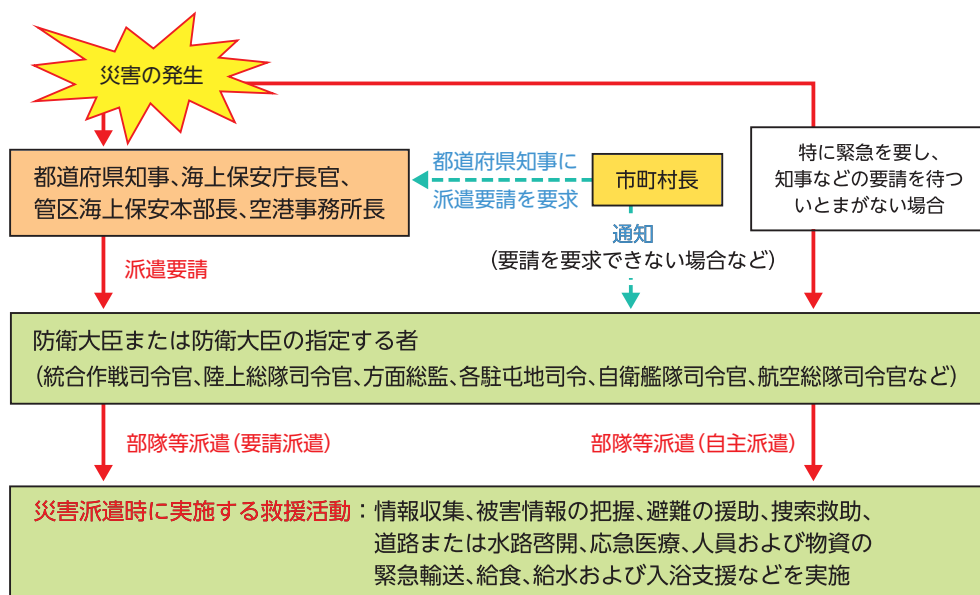
□ 参照 図表Ⅱ-5-5（災害派遣の流れ）、Ⅲ部1章3節7項（大規模災害などへの対応）、資料18（災害派遣の実績（過去5年間））

10 海上保安庁長官、管区海上保安本部長、空港事務所長も災害派遣を要請できる。災害派遣、地震防災派遣、原子力災害派遣について、①派遣を命ぜられた自衛官は、自衛隊法第94条（災害派遣時等の権限）に基づき、避難等の措置（警察官職務執行法第4条）などができる。②災害派遣では予備自衛官および即応予備自衛官に、地震防災派遣または原子力災害派遣では即応予備自衛官に招集命令を発することができる。③必要に応じ特別の部隊を臨時に編成することができる。

11 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波などの自然災害のみならず、火災、海難、航空機の墜落、列車事故などの人為的な災害も含む。

12 都道府県知事などの要請の利便性を考慮し、全国の自衛隊の部隊等の長が指定されている。

13 気象庁長官から、地震予知情報の報告を受けた場合において、地震防災緊急対策を行う緊急の必要があると認めるとき、閣議にかけて、地震災害に関する警戒宣言を内閣総理大臣が発する。



6 領空侵犯に対する措置

国際法上、国家はその領空に対して完全かつ排他的な主権を有している。自衛隊法第84条に基づき、防衛大臣は、外国の航空機が国際法規または航空法その他の法令の規定に違反してわが国の領域の上空に侵入したときは、自衛隊の部隊に対し、領空侵犯機を着陸させ、またはわが国の領域の上空から退去させるために必要な措置（誘導、無線などによる警告、武器の使用など）を講じさせることができる。このような対領空侵犯措置は、公共の秩序を維持するための警察権の行使として行うものである。

無人の航空機（気球を含む。）であっても、外国のもので、わが国の許可なく領空に侵入すれば領空侵犯となる。政府は従来、領空侵犯に対する措置の際の武器の使用は、有人かつ軍用の航空機を念頭に正当防衛または緊急避難の要件に該当する場合にのみ許されるとしてきた。その上で、領空侵犯する無人の航空機については、武器の使用を行っても直接に人に危害が及ぶことはないことから、例えば、そのまま放置すれば他の航空機の安全な飛行を阻害する可能性があるなど、わが国領域内の人の生命および財産、または航空路を飛行する航空機の安全の確保といった保護すべき法益のために、必要と認める場合には、正当防衛または緊急避難に該当しなくとも、武器を使用することが許されるとの解釈を明確化した。

参照 Ⅲ部1章1節2項2（領空侵犯に備えた警戒と緊急発進（スクランブル））

7 在外邦人等の保護措置および輸送

自衛隊法第84条の3に基づき、防衛大臣は、生命または身体に危害が加えられるおそれがある邦人等の警護、救出などの保護措置を、外務大臣からの依頼を受け、外務大臣と協議し、次のすべてを満たす場合には、内閣総理大臣の承認を得て行うことができる。

- 保護措置を行う場所において、当該外国の権限ある当局が現に公共の安全と秩序の維持に当たっており、かつ、戦闘行為が行われることがないと認められること
- 自衛隊が当該保護措置（武器の使用を含む。）を行うことについて、当該外国などの同意があること
- 予想される危険に対応して当該保護措置をできる限り円滑かつ安全に行うための部隊等と当該外国の権限ある当局との間の連携および協力が確保されると見込まれること

また、自衛隊法第84条の4に基づき、防衛大臣は、外国における緊急事態に際し、外務大臣から依頼があった場合には、生命または身体の保護を要する邦人等を安全な地域に輸送することができる。自衛隊法第84条の4は、これまでに3度の法改正を行っており、直近では、在アフガニスタン邦人等の輸送の経験などを踏まえ、

2022年に、輸送手段の柔軟化、実施にあたっての安全にかかる要件の見直し、主たる対象者の拡大を実現した。

□ 参照 Ⅲ部1章3節8項（在外邦人等の保護措置および輸送への対応）、資料19（自衛隊による在外邦人等の輸送の実施について）、資料20（在外邦人等の輸送実績）

8 米軍等の部隊の武器等防護

自衛隊法第95条の2の規定に基づき、自衛隊と連携してわが国の防衛に資する活動に現に従事している米軍等¹⁴の部隊の武器等¹⁵を防護できるとされている。本条の基本的な考え方、本条の運用に際しての内閣の関与などについては、運用指針¹⁶により定められており、概要は次のとおりである。

(1) 本条の趣旨

本条の警護は、米軍その他の外国の軍隊その他これに類する組織の部隊であって、自衛隊と連携してわが国の防衛に資する活動（共同訓練を含み、現に戦闘行為が行われている現場で行われるものを除く。）に現に従事しているものの武器等を対象としている。本条は、わが国の防衛力を構成する重要な物的手段に相当するものと評価することができるものを武力攻撃に至らない侵害から防護するための、極めて受動的かつ限定的な必要最小限の武器の使用を認めるものである。

(2) わが国の防衛に資する活動

わが国の防衛に資する活動に当たりうるかについては、個別具体的に判断するが、主として①弾道ミサイル

の警戒を含む情報収集・警戒監視活動、②重要影響事態に際して行われる輸送、補給などの活動、③わが国を防衛するために必要な能力の向上のための共同訓練が考えられる。

(3) 警護の実施の判断

米軍等から警護の要請があった場合には、防衛大臣は、当該活動がわが国の防衛に資する活動に該当するかどうかおよび警護を行うことが必要かについて、活動の目的・内容、部隊の能力、周囲の情勢などを踏まえ、自衛隊の任務遂行への影響も考慮したうえで主体的に判断する。

(4) 内閣の関与

米軍等からの警護の要請を受けた防衛大臣の警護の実施の判断に関し、次の場合には、国家安全保障会議で審議する。ただし、緊急の場合には、防衛大臣は、速やかに国家安全保障会議に報告する。

- 米軍等から、初めて警護の要請があった場合
- 第三国の領域における警護の要請があった場合
- その他特に重要であると認められる警護の要請があった場合

また、重要影響事態における警護の実施が必要と認める場合は、その旨基本計画に明記し、国家安全保障会議で審議のうえ、閣議の決定を求めるものとする。

□ 参照 Ⅲ部2章2節4項（米軍等の部隊の武器等防護）、Ⅲ部3章1節2項1（オーストラリア）、資料11（自衛隊法第95条の2の運用に関する指針）、資料23（米軍等の部隊の武器等防護の警護実績（自衛隊法第95条の2関係））

4 重要影響事態への対応

重要影響事態安全確保法¹⁷は、重要影響事態が生じた場合の対応として、後方支援活動などを行うことにより、重要影響事態に対処する外国との連携を強化し、わが国の平和および安全の確保に資することを目的としている。同法では、支援対象や対応措置について次のとおり定めている。

1 支援対象

支援対象となる**重要影響事態**に対処する軍隊などは、①日米安保条約の目的の達成に寄与する活動を行う米軍、②国連憲章の目的の達成に寄与する活動を行う外国の軍隊、③その他これに類する組織である。

¹⁴ 米軍のほか、外国の軍隊や、これに類する組織（例えば沿岸警備隊のような、軍隊に類似する外国の組織を想定）を含む。

¹⁵ 武器、弾薬、火薬、船舶、航空機、車両、有線電気通信設備、無線設備または液体燃料。

¹⁶ 自衛隊法第95条の2の運用に関する指針（平成28年12月22日国家安全保障会議決定）

¹⁷ 重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律



KEY WORD

「重要影響事態」

そのまま放置すればわが国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態などが国の平和および安全に重要な影響を与える事態。

2 重要影響事態への対応措置

重要影響事態に際し、次の対応措置を実施することができる。

(1) 後方支援活動

重要影響事態に対処する軍隊などに対する物品および役務の提供（補給、輸送、修理・整備、医療、通信、空港・港湾業務、基地業務、宿泊、保管、施設の利用および訓練業務）、便宜の供与その他の支援措置。

なお、武器の提供は行わないものの、「弾薬の提供」と「戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油及び整備」を実施できる。

(2) 搜索救助活動

(3) 船舶検査活動¹⁸（船舶検査活動法¹⁹に規定するもの）

(4) その他の重要影響事態に対応するための必要な措置

外国領域での対応措置については、当該外国などの同意がある場合に限り実施可能である。

3 武力行使との一体化に対する回避措置など

他国の武力の行使との一体化を回避するとともに、自衛

隊員の安全を確保するため、次の措置が規定されている。

- 現に戦闘行為が行われている現場では、活動を実施しない。ただし、搜索救助活動については、遭難者が既に発見され、救助を開始しているときは、部隊等の安全が確保される限り当該遭難者にかかる搜索救助活動を継続できる。
- 自衛隊の部隊等の長などは、活動の実施場所またはその近傍において、戦闘行為が行われるに至った場合またはそれが予測される場合には、活動の一時休止などを行う。
- 防衛大臣は実施区域を指定し、その区域の全部または一部において、活動を円滑かつ安全に実施することが困難であると認める場合などには、速やかに、その指定を変更し、またはそこで実施されている活動の中断を命じなければならない。

4 重要影響事態と存立危機事態の関係

重要影響事態と存立危機事態の両者は、異なる法律上の概念として、それぞれの法律に定める要件に基づいて該当するか否かを個別に判断するものであるが、わが国にどのくらいの戦禍が及ぶ可能性があるのか、そして国民がこうむることとなる被害はどの程度なのかといった尺度は共通するなど、存立危機事態は概念上、重要影響事態に包含されるものである。したがって、事態の推移により重要影響事態が存立危機事態の要件をも満たし、存立危機事態が認定されることもありうる。

5 国際社会の平和と安定への貢献に関する枠組み

1 国際平和共同対処事態への対応

国際平和共同対処事態に際し、わが国は、国際平和支援法²⁰に基づき、国際社会の平和および安全の確保のため、国際社会の平和と安全のために活動する諸外国の軍隊などに対して協力支援活動などを行うことができる。同法は、あらゆる事態への切れ目のない対応を可能にす



KEY WORD

「国際平和共同対処事態」

国際社会の平和および安全を脅かす事態であって、その脅威を除去するために国際社会が国連憲章の目的に従い共同して対処する活動を行い、かつ、わが国が国際社会の一員としてこれに主体的かつ積極的に寄与する必要があるもの。

¹⁸ 国連安保理決議に基づいて、または旗国（海洋法に関する国際連合条約第91条に規定するその旗を掲げる権利を有する国）の同意を得て、わが国が参加する貿易その他の経済活動にかかわる規制措置の厳格な実施を確保する目的で、船舶（軍艦などを除く。）の積荷・目的地を検査・確認する活動や、必要に応じ船舶の航路・目的港・目的地の変更を要請する活動。

¹⁹ 重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律

²⁰ 国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律

迅速かつ効果的に活動を行い、国際社会の平和および安全に主体的かつ積極的に寄与することができるようにしている。

(1) 要件

わが国が行う協力支援活動などの対象となる諸外国の軍隊などの活動について、次のいずれかの国連（総会または安全保障理事会）決議の存在を要件としている。

- ① 支援対象となる外国が国際社会の平和および安全を脅かす事態に対処するための活動を行うことを決定、要請、勧告、または認める決議
- ② ①のほか、当該事態が平和に対する脅威または平和の破壊であるとの認識を示すとともに、当該事態に関連して国連加盟国の取組を求める決議

(2) 対応措置

国際平和共同対処事態に際し、次の対応措置を実施することができる。

ア 協力支援活動

諸外国の軍隊などに対する物品および役務の提供（補給、輸送、修理・整備、医療、通信、空港・港湾業務、基地業務、宿泊、保管、施設の利用、訓練業務および建設）。

なお、重要影響事態安全確保法と同様、武器の提供は行わないものの、「弾薬の提供」と「戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油及び整備」を実施できる。

イ 搜索救助活動

ウ 船舶検査活動（船舶検査活動法に規定するもの）

(3) 武力の行使との一体化に対する回避措置など

他国の武力の行使との一体化を回避するとともに、自衛隊員の安全を確保するため、次の措置が規定されている。

- 現に戦闘行為が行われている現場では、活動を実施しない。ただし、搜索救助活動については、遭難者が既に発見され、救助を開始しているときは、部隊等の安全が確保される限り当該遭難者にかかる搜索救助活動を継続できる。

- 自衛隊の部隊等の長などは、活動の実施場所またはその近傍において戦闘行為が行われるに至った場合、またはそれが予測される場合には活動の一時休止などを行う。
- 防衛大臣は実施区域を指定し、その区域の全部または一部において、活動を円滑かつ安全に実施することが困難であると認める場合などには、速やかにその指定を変更し、またはそこで実施されている活動の中断を命じなければならない。

 参照 資料12（国際平和協力活動関連法の概要比較）

2 国際平和協力業務

国際平和協力法²¹は、わが国が国連を中心とした国際平和のための努力に積極的に寄与することを目的としている。同法は、国連平和維持活動（国連PKO）²²、国際連携平和安全活動²³などに対し適切かつ迅速な協力を行うため、国際平和協力業務の実施体制を整備するとともに、これらの活動に対する物資協力のための措置などを講ずる手続などを定めている。

(1) 参加要件

ア 国連PKO

国連PKOへの参加にあたっての基本方針としては、いわゆる「参加5原則」がある。

- ① 紛争当事者の間で停戦の合意が成立していること。
- ② 国連平和維持隊が活動する地域の属する国および紛争当事者が当該国連平和維持隊の活動および当該国連平和維持隊へのわが国の参加に同意していること。
- ③ 当該国連平和維持隊が特定の紛争当事者に偏ることなく、中立的な立場を厳守すること。
- ④ 上記の原則にいずれかが満たされない状況が生じた場合には、わが国から参加した部隊は撤収することができること。
- ⑤ 武器使用は要員の生命などの防護のための必要最小限のものを基本。受入れ同意が安定的に維持されていることが確認されている場合、いわゆる「安全確保業務」およびいわゆる「駆け付け警護」の実施にあたり、自己

21 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律

22 国連の統括する枠組みのもと、紛争に対処して国際の平和および安全を維持することを目的として行われる活動であって、国連事務総長の要請に基づき参加する2以上の国および国連により、紛争当事者の同意などを確保した上で実施される活動。

23 国連が統括しない枠組みのもと、紛争に対処して国際の平和および安全を維持することを目的として行われる活動であって、2以上の国の連携により、紛争当事者の同意などを確保した上で実施される活動。

保存型および武器等防護を超える武器使用が可能。

イ 国際連携平和安全活動

国際連携平和安全活動は、その性格、内容などが国連PKOと類似したものであるため、参加5原則を満たしたうえで、次のいずれかが存在する場合に参加可能である。

- ① 国連の総会、安全保障理事会または経済社会理事会が行う決議
- ② 次の国際機関が行う要請
 - ・ 国連
 - ・ 国連の総会によって設立された機関または国連の専門機関で、国連難民高等弁務官事務所その他政令で定めるもの
 - ・ 当該活動にかかる実績もしくは専門的能力を有する国連憲章第52条に規定する地域的機関または多国間の条約により設立された機関で、欧州連合その他政令で定めるもの
- ③ 当該活動が行われる地域の属する国の要請（国連憲章第7条1に規定する国連の主要機関のいずれかの支持を受けたものに限る）

(2) 主な業務内容

- ・ 停戦監視、被災民救援
- ・ 防護を必要とする住民、被災民などの生命、身体、財産に対する危害の防止、抑止その他特定の区域の保安のための監視、駐留、巡回、検問、警護（いわゆる「安全確保業務」）
- ・ 活動関係者の生命または身体に対する不測の侵害または危難が生じ、または生ずるおそれがある場合に、緊急の要請に対応して行う当該活動関係者の生命、身体の保護（いわゆる「駆け付け警護」）
- ・ 国の防衛に関する組織などの設立または再建を援助するための助言または指導
- ・ 活動を統括・調整する組織において行う業務の実施に必要な企画、立案、調整または情報の収集整理（司令部業務）

(3) その他

ア 自衛官の国連への派遣（国連PKOの司令官などの派遣）

国連の要請に応じ、国連の業務であって、国連PKOに参加する自衛隊の部隊等または外国軍隊の部隊により実施される業務の統括に関するものに従事させるため、内閣総理大臣の同意を得て、自衛官を派遣することが可能である²⁴。

イ 大規模災害に対処する米軍等に対する物品または役務の提供

自衛隊の部隊等と共に同一の地域に所在して大規模な災害に対処する米国・オーストラリア・英国・フランス・カナダ・インド・ドイツの軍隊から応急の措置として要請があった場合は、国際平和協力業務などの実施に支障のない範囲で、物品または役務の提供が可能である。

参考 Ⅲ部3章2節1項（国際平和協力活動の枠組みなど）、資料12（国際平和協力活動関連法の概要比較）、資料61（自衛隊が行った国際平和協力活動など）

3 国際緊急援助活動

国際緊急援助隊法²⁵は、海外の地域、特に開発途上にある地域における大規模な災害に対し、救助活動や医療活動などを実施する国際緊急援助隊を派遣するために必要な措置について定めている。

自衛隊の部隊等による活動については、外務大臣が特に必要があると認める場合には、防衛大臣と協議を行うこととしており、防衛大臣は、協議に基づき、自衛隊の部隊等に、救助活動、医療活動、人員または物資の輸送などを行わせることができる²⁶。

参考 Ⅲ部3章2節3項（国際緊急援助活動への取組）、資料12（国際平和協力活動関連法の概要比較）、資料61（自衛隊が行った国際平和協力活動など）

²⁴ この自衛官の派遣は、派遣される自衛官が従事することとなる業務にかかる国連PKOが行われる地域の属する国および紛争当事者の当該国連PKOが行われることについての同意（紛争当事者が存在しない場合にあっては、当該国連PKOが行われる地域の属する国の同意）が当該派遣の期間を通じて安定的に維持されると認められ、かつ、当該派遣を中断する事情が生ずる見込みがないと認められる場合に限定することとしている。

²⁵ 国際緊急援助隊の派遣に関する法律

²⁶ 被災国内において、治安の状況などによる危険が存在し、国際緊急援助活動またはこれにかかる輸送を行う人員の生命、身体、当該活動にかかる機材などを防護するために武器の使用が必要と認められる場合には、国際緊急援助隊を派遣しないこととしている。したがって、被災国内で国際緊急援助活動などを行う人員の生命、身体、当該活動にかかる機材などの防護のために、当該国内において武器を携行することはない。

第Ⅱ部

第5章

自衛隊の行動に関する枠組み